



平成29年2月13日

各位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所 代表者名 代表取締役社長 土谷 康彦 (JASDAQ コード番号:4920) 問合せ先 取締役人事総務部長 瀧川 順 (TEL.03-3456-0561)

当社子会社の訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社であるTHEPENIER PHARMA INDUSTRIE S.A.S. (以下「テプニエ社」という。)が、SUNSTAR FRANCE S.A.S. (以下「原告」という。)より平成23年2月4日付けで提訴されておりました損害賠償請求訴訟の控訴審の判決が平成29年2月10日(現地時間)に言い渡され、逆転勝訴しましたことを、本日、確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 控訴審判決のあった裁判所および年月日(以下、全て現地時間です。)
 - (1)裁 判 所:フランス国パリ控訴院 (2)判決年月日:平成29年2月10日
- 2. 訴訟の提起から控訴審の判決に至るまでの経緯

テプニエ社は、平成 10 年以来、原告の委託に基づき医薬品(口腔洗浄剤)の受託製造を行っておりましたが、平成 19 年 8 月、当該製品の一部が結晶化するという事故が発生し、原告は、平成 23 年 2 月 4 日に、当該事故を誘発させた潜在的な原因の一つはテプニエ社における生産工程の一部の瑕疵(逆工程)にあるとして、損害賠償請求訴訟を提起しておりました。請求金額は 8,586,163 ユーロでした。

平成26年10月1日付けで開示いたしましたとおり、一審であるフランスのパリ商事裁判所は平成26年9月23日付けで、結果としてテプニエ社が原告に対し4,264,426ユーロを支払うことを命じる判決を言い渡しました。これに対し、テプニエ社は、平成26年10月31日、パリ控訴院に控訴を提起すると共に、原審でも主張しておりました主張、即ち、当該品質事故の原因は当該製品に係わる処方の脆弱性と主原料であるクロルヘキシジンの瑕疵(化学量論比のバラツキ)に起因するものであり、かつ原告が主張する工程に関する原料の投入の順序及びミセル形成のことは薬剤市販承認申請に一切記載がないこと、またテプニエ社において4年もの長きにわたり、逆工程による結晶化はなかったこと並びに原告の主張は化学的実験に基づく立証がないこと等を控訴審でも強く主張してまいりました。

その結果、平成29年2月10日に後記4記載の逆転勝訴の判決が言い渡されたものであります。

3. 訴訟の当事者の概要

(1)子会社(控訴人)の概要

商 号: THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.

本店所在地: Route Departmentale 912, Saint-Langis-les-Mortagne (61400), FRANCE

代表者:President 蓮生 剛志

(2)相手方(被控訴人、原告)の概要

商 号: SUNSTAR FRANCE S. A. S.

本店所在地:55 rue Anatole France, 92300 Levallois-Perret, FRANCE

代 表 者: President Mr. DANIEL DESCARY

- 4. テプニエ社の控訴手続きに対する主な判決内容
 - (1) SUNSTAR FRANCE S.A.S.の本訴請求を棄却する。
 - (2) SUNSTAR FRANCE S. A. S. は、フランス民事訴訟法第700条に基づき、THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S. に対し、裁判費用として20,000ユーロを支払え。

5. 今後の見通し

テプニエ社の控訴手続きに対する控訴審の判決は、テプニエ社の主張の正当性を全面的に認めたものであり、極めて妥当なものと判断しております。なお、テプニエ社の反訴請求部分についても請求棄却の判断が出ておりますが、原告の請求が全面的に棄却されましたので、特に争うことは考えておりません。

本判決による当社連結業績への影響については現在調査中であり、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上